

第5期 沼田町障がい福祉計画
第1期 沼田町障がい児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

沼田町

目次

序論

- 第1章 計画策定の概要
 - 1-1 計画策定の背景と趣旨 1
 - 1-2 計画の性格と位置付け 1
 - 1-3 計画の期間 2
 - 1-4 計画策定の体制 2
 - 1-5 計画の位置付けと法的根拠 3
- 第2章 障がい者を取り巻く現状
 - 2-1 「障がい者」の定義及び現状について 4

本論

- 第3章 計画の基本的考え方
 - 3-1 計画の基本的理念
 - (1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重 7
 - (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施 7
 - (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化 7
 - (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 7
 - (5) 障がい児の健やかな成長のための発達支援 7
 - 3-2 計画推進の基本方針
 - (1) 訪問系サービスの充実 7
 - (2) 日中活動系サービスの充実 8
 - (3) グループホームの充実と地域生活支援拠点等の整備 8
 - (4) 就労支援の充実・強化 8
 - (5) 相談支援体制の充実・強化 8
 - (6) 障がいのある子どもを支援する体制の整備・充実 8
 - (7) 権利擁護の推進 8
 - (8) 不足するサービスの提供体制の確保について 8
 - 3-3 計画の推進管理について 8

■ 第4章 第5期計画における数値目標	
4-1 第4期計画における進捗状況の確認	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
(2) 福祉施設からの一般就労への移行	10
4-2 第5期計画における基本目標（平成29年度の目標値）	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	10
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
(3) 地域生活支援拠点等の整備	11
(4) 福祉施設からの一般就労への移行	12
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	13
(6) 基本目標に向けたサービス事業体系一覧	14
■ 第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	
5-1 第4期計画における障害福祉サービス等の取組状況	
(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	15
(3) 居宅系サービス	16
(4) 相談支援	16
5-2 第5期計画における障害福祉サービス等の必要見込量	
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居宅系サービス	17
(4) 相談支援	17
5-3 第5期計画における障害福祉サービス等の必要量確保の方策	
(1) 訪問系サービスについて	17
(2) 日中活動系サービスについて	18
(3) 居住系サービスについて	18
(4) 相談支援について	18
5-4 第4期計画における地域生活支援事業の取組状況	19
5-5 第5期計画における地域生活支援事業の必要見込量	20
5-6 第5期計画における地域生活支援事業の必要量確保の方策	
(1) 理解促進研修・啓発事業	21
(2) 自発的活動支援事業	21
(3) 相談支援事業	21
(4) 成年後見制度利用支援事業	21

（５）意思疎通支援事業	21
（６）日常生活用具給付等事業	21
（７）手話奉仕員養成研修事業	21
（８）移動支援事業	22
（９）地域活動支援センター	22
（１０）その他の独自事業	
①日中一時支援事業	22
②その他	22

5-7 第４期計画における障がい児支援の取組状況

（１）障害児通所支援	23
（２）障害児相談支援	23

5-8 第５期計画における障がい児支援の必要見込量

（１）障害児通所支援	23
（２）障害児相談支援	23

5-9 第５期計画における障がい児支援の必要量確保の方策

（１）児童発達支援について	24
（２）放課後等デイサービスについて	24
（３）保育所等訪問支援について	24
（４）障害児相談支援について	24
（５）居宅訪問型児童発達支援について	24

■ 第６章 計画の推進

6-1 達成状況の点検および評価	25
6-2 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携	25
6-3 国・道との連携等	25

「害」の字をひらがな表記することについて

「害」の字には、「わるくすること」や、「わざわざい」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。

「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。

このため、本計画書では、法令で定められた用語や団体名などの固有名詞を除きひらがなで表記しています。

ノーマライゼーション(Normalization)とは

「高齢者も障がい者も子どもも女性も男性もすべての人々が、人種や年齢、身体的条件に関わりなく、自分らしく生きたいところで生き、したい仕事や社会参加ができる、そうしたチャンスを平等に与えられる」「みんなが一緒に”暮らせる社会が“当たり前”だとする考え方をいいます。

障がい者をその障害とともに受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することが目標です。

すなわち、最大限に発達できるようにするという目的のために、障がい者個人のニーズに合わせた援助、教育、訓練を含めて、他の住民に与えられているのと同じ条件を彼らに提供することを意味しています。」

第1章 計画策定の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

沼田町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の実現を目指し、障がい者の自主性・自立性の確立、障がいのあるなしに係らない全ての人の為の町づくりの推進、障がいの重度化、重複化及び高齢化への対応、そして総合的な施策の推進を目標に、平成23年6月「第5次総合計画」（計画期間：平成23年度～平成30年度）において障がい者福祉の推進について定め、沼田町障がい者計画として定義したところです。

平成15年度から「支援費制度」が導入され、それまでの措置制度から障がい者自らがサービス内容や事業者を選択し、契約によってサービスを利用する制度となり、平成18年4月からは身体・知的・精神の福祉サービスを一元化し、就労の強化や地域生活への移行などを進める「障害者自立支援法」が施行されました。平成25年4月からは「障害者総合支援法」に改正され、障がいのある人の定義に難病等を追加するとともに、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大や、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。そして、障がい者が自ら望む地域生活が営めるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るため、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年4月より施行されることになりました。

加えて、平成23年に障がいのある方への虐待防止や養護者への支援などを定めた「障害者虐待防止法」が成立し、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立。平成28年4月から障がいのある方が働くに当たって、事業主は支障を改善する義務（合理的配慮）等を負うことを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」が施行されております。

一方、発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年8月より施行されております。

このような法改正の趣旨に沿い、障がい者施策の推進を図るため、本町では平成19年3月「沼田町障がい福祉計画」[第1期：平成18年度～平成20年度]を策定し、引き続き「第2期沼田町障がい福祉計画(平成21年度～平成23年度)」、「第3期沼田町障がい福祉計画(平成24年度～平成26年度)」、「第4期沼田町障がい福祉計画(平成27年度～平成29年度)」を策定してきました。

このたび、第4期の計画期間が終了することから、国・道などの動向や、各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした、「第5期沼田町障がい福祉計画」を策定するとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした、「第1期沼田町障がい児福祉計画」を策定し、「第5期沼田町障がい福祉計画」と「第1期沼田町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

1-2 計画の性格と位置付け

○障がい福祉計画

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者施策に関する基本的な事項について定めるものです。一方、「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービスなどの必要量や確保の方策などについて定めるものです。

沼田町障がい福祉計画は、沼田町障がい者計画の中の「生活支援」に関する内容について、具体的に

定める「実施計画」として位置付けられるものです。上位計画にあたる沼田町障がい者計画、沼田町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画など、保健・福祉分野の関連する計画や、平成25年度から進められた医療・福祉を中心としたより住みやすいまちづくりを目指す沼田町農村型コンパクトエコタウン構想とも連携・整合性を図ります。

○障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付費等の円滑な実施を確保することを目的として作成される計画です。上位計画にあたる沼田町障がい者計画、沼田町子ども・子育て支援事業計画など、保健・福祉分野の関連する計画や、平成25年度から進められた医療・福祉を中心としたより住みやすいまちづくりを目指す沼田町農村型コンパクトエコタウン構想とも連携・整合性を図ります。

1-3 計画の期間

第5期沼田町障がい福祉計画及び第1期沼田町障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

本計画策定に当たっては、これまでの計画実施状況や地域におけるニーズと課題などを踏まえ、サービス見込量や具体的な取組みについての見直しを行い、今後3年間の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の量の見込み等について定めます。

1-4 計画策定の体制

(1) ニーズの把握

障がい福祉サービスなどの必要量を見込むためには、これまでの利用状況を把握、分析するとともに、地域における障がい者などの実情、ニーズを把握することが必要であることから、町内の障がい福祉団体（沼田町身体障害者福祉協会等）や、町長が委嘱した障がい者相談員及び知事が委嘱する地域相談員などの協力のもと、現状とニーズなどの把握に努めました。

(2) 国・北海道との調整

この計画は、国が定めた障害福祉計画の基本指針や北海道が示した障害福祉計画作成指針に即して策定するとともに、全道や空知（北空知）圏域との調整を図り、障がい福祉サービスなどの必要量を見込みました。

(3) 庁内における調整

庁内においては、各々取り組んでいる障がい者に関する施策の実績や保健福祉課・社会福祉協議会等から編成される「地域ケア会議」からの意見等を踏まえながら、関係部局との連携・調整に努めました。

1-5 計画の位置付けと法的根拠

障害者総合支援法及び児童福祉法では、サービスの量と提供体制・円滑な実施を確保するため、市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画の策定を市町村に義務付けています。

項目	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	障がい者計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20	障害者基本法第11条
計画の性質	障害福祉サービスの量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的性質)	障害児通所支援及び障害児相談支援の量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的性質)	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める中長期計画 (基本的計画)
計画の期間	平成30年度～平成32年度	平成30年度～平成32年度	平成23年度～平成30年度
策定義務	義務	義務	義務
計画の内容	総論 ○計画の性格・期間等 ○基本理念等 各論 ○平成32年度における数値目標値設定 ○障害福祉サービス・相談支援の必要量見込確保の方策 ○地域生活支援事業等の実施に関する事項整備	総論 ○計画の性格・期間等 ○基本理念等 各論 ○平成32年度における数値目標値設定 ○障害児通所支援・障害児相談支援の必要量見込確保の方策	第5次沼田町総合振興計画 (基本方針) 1 ノーマライゼーションを体現するまちづくり 2 障がい者が安心して暮らせる福祉サービスの提供 3 高齢者・障がい者サービスの提供 4 広報活動・啓発活動の推進(施策) 1 相談支援機能の充実 2 障がい者福祉サービスの充実 3 住み良いまちづくりの推進、障がい者が暮らす環境の整備

■計画の期間

第5期沼田町障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の期間は、平成30年度～平成32年度までの3年間です。

計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
沼田町障がい者計画	計画期間：平成23年度～平成30年度			
第5期沼田町障がい福祉計画	計画期間：平成30年度～平成32年度			
第1期沼田町障がい児福祉計画	計画期間：平成30年度～平成32年度			
沼田町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	計画期間：平成30年度～平成32年度			
沼田町子ども・子育て支援事業計画	計画期間：平成27年度～平成31年度			
沼田町農村型コンパクトエコタウン構想	計画期間：平成25年度～平成33年度			

計画の推進に当たっては、第5次沼田町総合計画（平成23年度～平成30年度）に定義した、沼田町障がい者計画を軸に推進します。

また、沼田町農村型コンパクトエコタウン構想、沼田町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、沼田町子ども・子育て支援事業計画と連携・整合性を図り、本町における保健福祉関連の個別計画群の一角として本計画を位置付けします。

第2章 障がい者を取り巻く現状

2-1 「障がい者」の定義及び現状について

この計画における障がい者の定義は原則として下記各法制度によるものとします。

障害者基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

- 二 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

北海道立心身障害者総合相談所における知的障害者の定義（法令上の定義はない）

知的障害とは、心身の発達期（概ね18歳まで）に現れた、生活上の適応障害を伴う知的機能障害のため、医療、教育、福祉等の援助を要する状態をいう。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法

第四条二 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

ただし、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあっては、原則として各障害者手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

定量的な把握が必要な場合における各種障がい者の定義

	定 義
身体障がい者	身体障害者手帳の保持者
知的障がい者	療育手帳の所持者
精神障がい者	精神保健福祉手帳の所持者

■身体障がい者

身体障がいには大きく分けて①視覚障がい②聴覚または平衡機能の障がい③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい④肢体不自由⑤心臓、腎臓または呼吸器の機能の障がい、その他政令で定める障がいの5つの障がいの種類が定められています。

政令で定められている障がいには、膀胱、直腸、小腸の機能の障がいやヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓機能の障害が定められています。

この政令で定められた障がいと⑤の心臓、腎臓または呼吸器の機能の障がいをあわせて「内部障がい」と分類します。

さらにこれらの障がいを最も重い1級からその障がいの程度に応じて7級までに区分されています。

沼田町における手帳の交付状況は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

障がい区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい		4	5	2	1	4	0	16
聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい	0	3	2	9	0	10	24
	平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい		0	0	1	1	0	0	2
肢体不自由	上肢	18	10	5	4	3	1	41
	下肢	1	3	18	31	8	4	65
	体幹	4	1	2	0	0	0	7
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい、肝臓機能障がい	心臓機能障がい	19	0	2	3	0	0	24
	腎臓機能障がい	5	0	0	1	0	0	6
	呼吸器機能障がい	0	0	2	0	0	0	2
	膀胱機能障がい	0	0	0	1	0	0	1
	直腸機能障がい	0	0	0	10	0	0	10
	小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
	免疫機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
	肝臓機能障がい	0	0	0	0	0	0	0
計		51	22	34	61	15	15	198

■知的障がい者

知的障がい者については、知的障害者福祉法上の定義づけはありませんが、療育手帳の取得者について、北海道については重度及び最重度をA、中度及び軽度をBと区分しています。沼田町での取得者については以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

取得区分	療育A	療育B	合計
取得者数	10	31	41

■精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の取得者は以下のとおりです。

平成30年3月31日現在

取得区分	1級	2級	3級	合計
取得者数	3	11	4	18

■発達障がい

発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定され、さらに平成23年8月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

平成17年4月施行の発達障害者支援法が10年経過したことから、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など一層の充実を図るため、平成28年8月に所要の措置を講ずる改正がなされました。

しかし、発達障がいは自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

■難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病で、現在130疾病を対象に国による調査研究事業が行われています。

平成25年4月の法の施行により、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わり、難病等である方も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、平成29年4月から358疾病に拡大され、今後も随時追加が予定されています。

北海道が特定疾患治療研究事業における対象疾病一覧（北海道の単独事業の疾患を含む）に該当する者、いわゆる難病のうち特定の疾患に該当する者を対象に交付する特定疾患医療受給者証については、沼田町内で40名の方が所持しています。（平成30年3月31日現在、深川保健所把握）

■高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障がい（記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなど）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

平成23年3月には、精神障害者保健福祉手帳の診断書様式が改正され、主たる精神障がいに「高次脳機能障がい」と明記することが可能となりました。また、手帳の所持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になることが可能です。高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

第3章 計画の基本的考え方

3-1 計画の基本的理念

この計画では、第5次総合振興計画で定義した沼田町障がい者計画の目標である「ノーマライゼーション社会」を推進する為、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」事を踏まえ、次に掲げる基本的理念に基づいて、計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が地域社会の中で暮らし自分らしい生活が選べるよう、相談支援をはじめ、障がい者の暮らしを支える障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者についても障がい福祉サービス等の対象に含まれることを引き続き周知するとともに、身体、知的、精神と障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化による支援をより一層推進します。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化

障がい者の自立支援の観点から、入所等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、北空知圏域で連携し、身近な地域における生活拠点づくりなど、社会資源を活用したサービス提供体制の強化を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生型社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み、さらに専門的支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

3-2 計画推進の基本方針

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービスの充実

希望する障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、日中活動系サービスの充実を図り、必要な日中活動系サービスの提供に努めます。

(3) グループホームの充実と地域生活支援拠点等の整備

北空知圏域で連携し、障がい者の入所施設や病院からの地域生活への移行の促進や、親元からの自立を希望する者等に対する支援を行うため、地域移行支援や自立訓練事業等の推進や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、身近な地域において相談、体験の機会や場、緊急時の受入などに対応できるよう、圏域における関係機関の連携体制の強化を図ります。

(4) 就労支援の充実・強化

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、利用者の能力や個性に応じた一般就労訓練や相談支援機能の充実が図られるよう、各施設との連携を強化し、北空知圏域において就労移行支援事業等の充実を図るとともに、福祉的就労の場の確保・拡充に努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化

障がい福祉サービス等の利用にあたって作成されるサービス等利用計画の推進により、一人ひとりのニーズに適したサービス等の提供を行うとともに、生涯を通して総合的かつ継続的な対応を行うなど、きめ細やかな対応を図ります。

また、北空知圏域で連携し、相談支援を行う事業所の確保や人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う体制づくり等のために、必要な施策を確保し、障がい者の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

(6) 障がいのある子どもを支援する体制の整備・充実

障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制整備、充実に努めます。

(7) 権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を踏まえ、北空知障がい者支援センターあつぷるなどの関係機関と連携・協力し、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発の防止等に取り組むとともに、体制や取り組みの検討を行います。また、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）」の円滑施行に向けた対応を図ります。

(8) 不足するサービスの提供体制の確保について

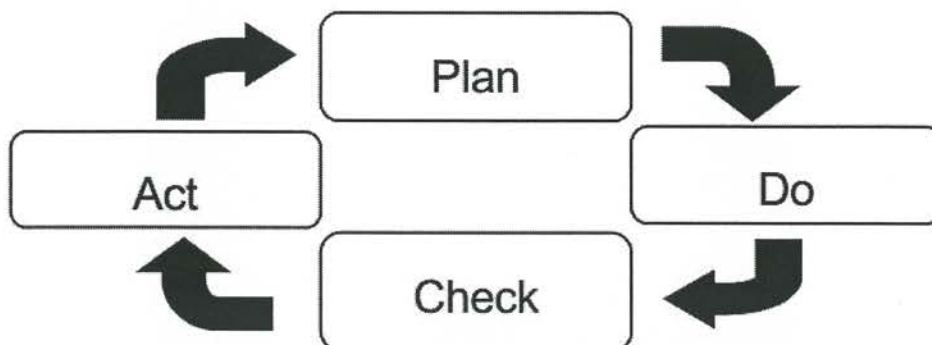
北空知地域自立支援協議会、北空知障がい者支援センターあつぷるなど地域の関係機関や事業所と情報を共有するなど連携を密にし、不足するサービスの提供体制の確保に努めます。

3-3 計画の推進管理について

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、「市町村は、定期的に、障がい福祉計画に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずる」ものとされたことから、PDCAサイクルを導入し、計画に定める

事項について定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、計画の変更などの措置を行うこととします。

(PDCA サイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第4章 第5期計画における数値目標

4-1 第4期計画の進捗状況の確認

施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行について、第4期計画における数値目標に関する進捗状況の確認を行いました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所からグループホーム等へ地域移行した者の数は、平成29年末までの目標値を0人(0%)と定めており、実績としても0人(0%)となりました。

	項目	数値	備考
計画値	施設入所者数 (A)	10人	平成25年度末の施設入所者数
	目標年度の入所者数	10人	平成29年度末時点の利用人数
	【目標値】 地域生活移行者数	0人 0%	平成29年度末の目標値
実績値	【実績値】 地域生活移行者数 (B) (平成29年度見込み)	0人 0%	平成29年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行した者の数入所者数(割合については地域移行者数(B)を施設入所者数(A)で除したもの)

(2) 福祉施設からの一般就労への移行

施設入所を退所し、一般就労した者の数は、平成29年末までの目標値を0人(0%)と定めており、実績としても0人(0%)となりました。

	項目	数値	備考
計画値	一般就労移行者数 (A)	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の 一般就労移行者数	0人 0%	平成29年度末の目標値 平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
実績値	【実績値】 一般就労移行者数 (B) (平成29年度見込み)	0人 0%	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (割合については一般就労移行者数の(B)を(A)で除したもの)

4-2 第5期計画における基本目標(平成32年度の目標値)

障がい者の自立を支援する観点から、国及び北海道の指針で示された数値目標を基本に、地域の実情を踏まえ、平成32年度を目標年度として、次のような基本目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点において福祉施設に入所している者(以下

「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定しました。しかし、現在の施設入所者の心身状態等から見て、移行は難しいものと考えられるため、数値目標は0人(0%)としておりますが、今後も国の指針に従い推進してまいります。

また、平成28年度末時点から平成32年度末までの施設入所者の削減に関する目標値も同様となっております。

項目	数値	備考
入所者数(A)	10人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	10人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】 地域生活移行者数	0人	上記のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数
	0%	
【目標値】 削減見込(A-B)	0人	差引減少見込数 (割合については削減見込人数を入所者数(A)で除したもの)
	0%	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、平成32年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

項目	数値	備考
保健・医療福祉等の関係者による協議の場	—	設置を目標とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

また、拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(「面的な体制」)の整備を行うことも考えられるため、「地域生活支援拠点等」とされています。

沼田町では、1市4町の圏域事業として北空知地域自立支援協議会や障がい者支援センター等の関係機関、事業所等と連携し、平成29年度より北空知障がい者支援センター等に拠点を委託しましたので、各種サービスの調整を行い、総合的な支援を実施し障がい者の地域生活支援体制の確立と強化を図っていきます。

※圏域とは、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の障がい保健福祉圏域のことを示します。

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	—	1箇所整備済み

国の基本方針では、地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。)について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするものとされております。

(4) 福祉施設からの一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。しかし、現状では一般就労への移行は難しいものと考えられるため、数値目標は0人(0%)としておりますが、今後も国の指針に従い推進してまいります。

また、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率にかかる目標値も同様としております。

・福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数 (A)	0人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B)	0人	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (割合については一般就労移行者数 (B) を (A) で除したものの)
	0%	

・就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数 (A)	0人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B)	0人	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 (割合については就労移行支援事業の利用者数 (B) から (A) を除したものの)
	0%	

・就労移行支援事業所ごとの就労移行者の割合

項目	数値	備考
平成32年度末の就労移行支援事業所数 (A)	0箇所	平成32年度末時点の就労移行支援事業所の数
【目標値】 上記 (A) のうち、就労移行率が3割以上の事業所数 (B)	0箇所	平成32年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の数 (割合については事業所数 (B) を就労移行支援事業所数 (A) で除したものの)
	0%	

・就労定着支援 1年後の職場定着率

項 目	数 値	備 考
平成32年度末の 就労定着支援者数 (A)	0人	平成32年度末時点の就労定着支援利用 者の数
【目標値】 上記 (A) のうち、 定着率を8割以上 (B)	0人	平成32年度末において就労定着支援利 用者のうち1年後の職場定着率が8割以 上の利用者の数(割合については事業所 数 (B) を就労移行支援事業所数 (A) で 除したものの)
	0%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本町では、児童発達支援及び保育所等訪問支援については、1市4町による広域事業により深川市療育センターで、また、放課後デイサービスについては、児童デイサービスなかよしでサービス提供体制が確立されております。

一方、国の指針にある、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、北空知圏域において、事業所などの地域資源や人員確保の面から、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指して十分な議論が行えるよう、協議を行う場を設置することを目標とします。

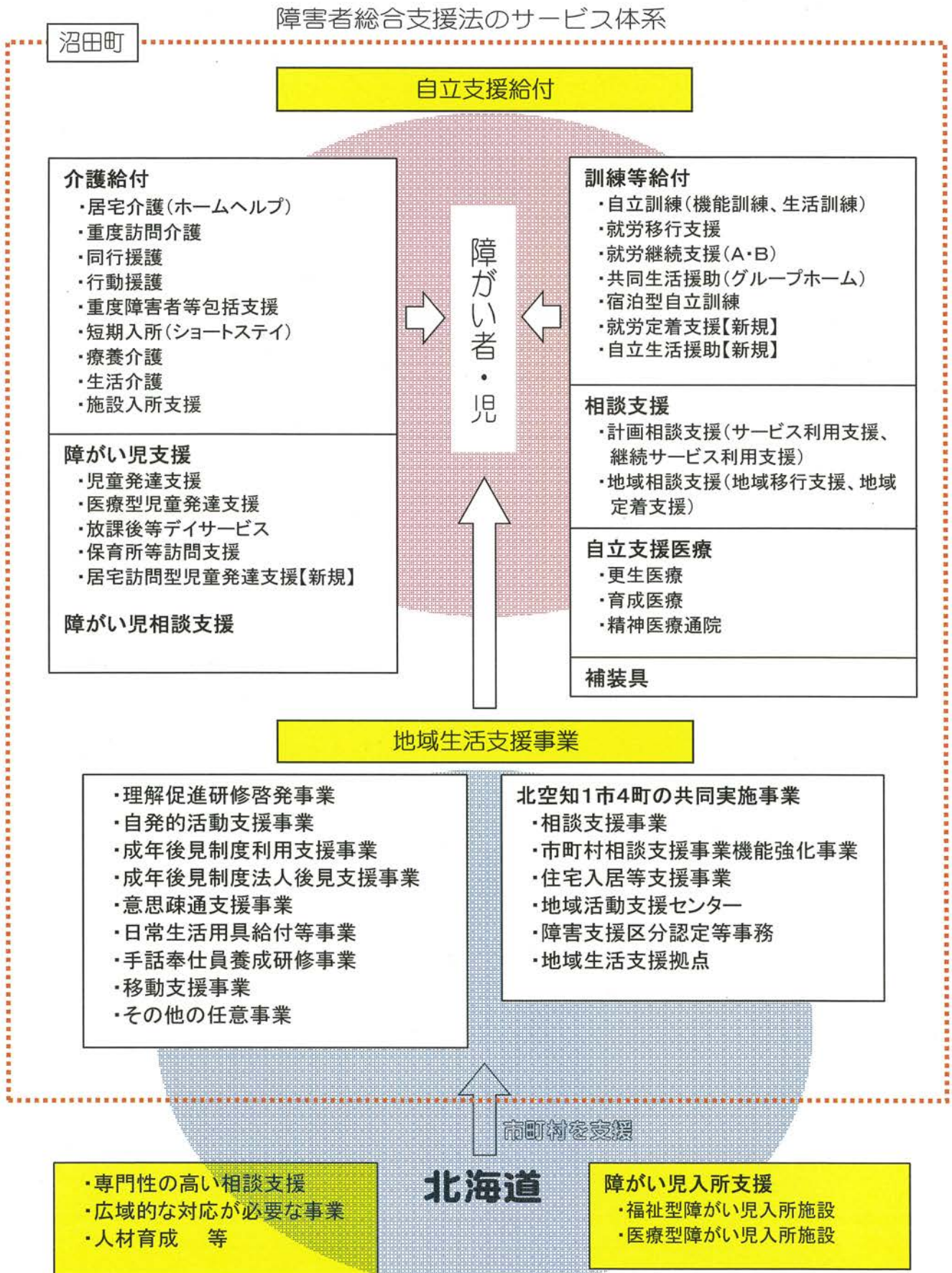
項 目	備 考
平成32年度末までに、医療的ケア児支援のために各圏域及び各市町村において、保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置を目標とする。

国の方針では、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保、平成30年度末までに各市町村において、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置することとされております。

重症心身障がい児支援のための事業所や、医療的ケア児支援のための協議の場については、国の基本方針を踏まえ、関係機関と協議を行い、圏域での連携をするなどして、提供体制の整備を図ります。

(6) 基本目標に向けたサービス事業体系一覧

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）およびサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付および相談支援等）」と、地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



第5章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方

5-1 第4期計画における障がい福祉サービス等の取組状況

第4期計画における障がい福祉サービス等の取組状況は次のとおりです。

(1) 訪問系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
居宅介護	時間	5	3	5	3	5	3
	人	1	1	1	1	1	1
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
生活介護	人	11	11	11	11	11	11
	人日	242	236	242	220	242	212
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	2	1	2	0	2	0
	人日	44	23	44	0	44	0
宿泊型自立訓練	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	0	1	1	1	0
	人日	26	0	26	2	26	0
就労継続支援（A型）	人	1	1	1	0	1	0
	人日	22	9	22	0	22	0
就労継続支援（B型）	人	15	17	15	17	15	15
	人日	330	332	330	337	330	305
短期入所	人	1	1	1	2	1	1
	人日	14	14	14	17	14	9

(3) 居住系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
共同生活援助・共同生活介護	人	17	15	17	16	17	16
施設入所支援	人	10	10	10	9	10	8

(4) 相談支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
計画相談支援	人	18	4	18	3	18	3
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

5-2 第5期計画における障がい福祉サービス等の必要見込量

第5期計画における障害福祉サービス等の必要見込量は、現在の利用実績などに関する分析、障がい者などのサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望などを勘案しつつ、北海道障がい福祉計画との整合性を図り、次のように見込みます。

(1) 訪問系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	5	5	5
	人	1	1	1
重度訪問介護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0
	人	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

(2) 日中活動系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人	0	0	0
生活介護	人	10	10	10
	人日	220	220	220
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	2	2	2
	人日	44	44	44
宿泊型自立訓練	人	0	0	0
	人日	0	0	0
就労移行支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
就労継続支援（A型）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
就労継続支援（B型）	人	15	15	15
	人日	330	330	330
短期入所（福祉型）	人	0	0	0
	人日	0	0	0
短期入所（医療型）	人	0	0	0
	人日	0	0	0

(3) 居住系サービス〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助	人	15	15	15
施設入所支援	人	10	10	10

(4) 相談支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	30	30	30
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0

5-3 第5期計画における障がい福祉サービス等の必要量確保の方策

(1) 訪問系サービスについて

障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるように在宅サービスの質的・量的確保を推進します。

同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は、平成29年度現在サービス提供業者が町内にないため、内容や対象などについての十分な情報提供を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

(2) 日中活動系サービスについて

短期入所については、町内では特別養護老人ホーム旭寿園の利用が可能です。今後も利用者が身近な地域でサービスを利用できるよう、利用動向を把握しながら、事業者等と連携してサービスの提供体制の確保に努めます。

町内に無いサービスについては、沼田町が属する障害福祉圏域「北空知圏域」の他市町と連携調整を図るとともに、関係機関、事業所と連携強化に努めます。

(3) 居住系サービスについて

共同生活援助については、必要なサービス量を確保できるよう、広域的に連携し、提供体制の拡充を図ります。また、施設入所支援については、地域移行への支援を行いつつ、施設入所が必要な方にサービスを提供できるように整備を図ります。

平成30年度より、新たに「自立生活援助」が加わったことから、障がいを持つ方が安心して地域で暮らせるよう、広域的に連携し、サービスの確保に努めます。

(4) 相談支援について

北空知障がい者支援センターあつぷるを中心とした相談支援体制の充実を図り、きめ細やかなサービスの提供を行います。

5-4 第4期計画における地域生活支援事業の取組状況

第4期計画における地域生活支援事業の取組状況は次のとおりです。

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	無	-	無	-	無
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	-	無	-	無	-	無
(3)相談支援事業							
①相談支援事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数(人)	-	0人	-	0人	-	0人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	無	-	無	-	無
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②手話通訳者設置事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件数	1件	0件	0件	0件	1件	0件
②自立生活支援用具費	件数	1件	0件	2件	0件	1件	0件
③在宅療養等支援用具	件数	0件	1件	0件	2件	0件	1件
④情報・意思疎通支援用具	件数	0件	0件	0件	0件	0件	1件
⑤排泄管理支援用具	件数	126件	129件	126件	126件	126件	130件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	1件	0件	1件	0件	1件	1件
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数(人)	-	0人	-	0人	-	0人
(9)移動支援事業	実利用見込者数(人)	1人	1人	1人	1人	1人	0人
	延べ利用見込時間数(時間)	60時間	2時間	60時間	13時間	60時間	0時間
(10)地域活動支援センター							
①自市町村所在分	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②他市町村所在分	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込者数(人)	2人	1人	2人	1人	2人	1人
(11)その他の独自事業							
①日中一時支援事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②自動車改造費助成事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5-5 第5期計画における地域生活支援事業の必要見込量

障がい者などが有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

第5期計画における地域生活支援事業の必要量は、過去の実績や今後の見通しなどを基に、次のように見込みます。

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
(3)相談支援事業				
①相談支援事業	実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人
②手話通訳者設置事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数	1件	1件	1件
②自立生活支援用具費	件数	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具	件数	0件	0件	0件
④情報・意思疎通支援用具	件数	0件	0件	0件
⑤排泄管理支援用具	件数	130件	130件	130件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	1件	1件	1件
(8)手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数(人)	0人	0人	0人
(9)移動支援事業	実利用見込者数(人)	1人	1人	1人
	延べ利用見込時間数(時間)	30時間	30時間	30時間
(10)地域活動支援センター				
①自市町村所在分	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人
②他市町村所在分	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込者数(人)	2人	2人	2人
(11)任意事業				
①日中一時支援事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人
②自動車改造費助成事業	実利用見込者数(人)	0人	0人	0人

5-6 第5期計画における地域生活支援事業の必要量確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

理解促進・研修啓発事業として、障がい者が日常生活や社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するための事業の実施に取り組みます。

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業では、様々な障がい者のニーズに対応するため、北空知障がい者支援センターあっぷるで障がい者やその関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び支援を行うとともに、相談支援にかかる関係機関との連絡調整、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催し、障がい者の自立と地域生活を支援していきます。

（障害者相談支援事業）

また、他の相談支援事業者・関係機関に対する指導及び助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応並びに地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の整備推進を実施します。（基幹相談支援センター等機能強化事業）

さらに、一般住宅への入居に困難を抱えている障がい者に対して、入居に必要なサポート、24時間の相談体制及び関係機関との連絡調整などの支援を実施します。（住居入居等支援事業）

(4) 成年後見制度利用支援事業

後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる障がい者に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、障害者の権利擁護を図ります。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣により意思疎通の円滑化を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

利用者のニーズや日常生活用具業者等の意見を踏まえ、障がいの種別と程度に応じて適切な日常生活用具を給付します。

また、日常生活用具を必要とする人に給付できるよう、引き続き制度の周知を行うことで、利用促進を図ります。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行う手話奉仕員を養成するための研修を、近隣市町と連携し、実施を検討します。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(9) 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

今後も、北空知障がい者支援センターあっぷるにおいて、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための相談支援や訓練等を行うとともに、支援体制の強化に努めます。

(10) その他の独自事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

②町単独事業

障がいのある人の自立や社会参加を促進するには、様々な環境整備、各種支援などを行うことが必要なため、地域の障がいのある人のニーズを把握し、外出支援や通院・通所に係る交通費助成など町単独事業を展開していきます。

5-7 第4期計画における障がい児支援の取組状況

第4期計画における障がい児支援の取組状況は次のとおりです。

(1) 障がい児通所支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
児童発達支援	人	3	5	3	5	3	9
	人日	30	24	30	28	30	37
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	3	3	3	5	3	3
	人日	40	13	40	29	40	27
保育所等訪問支援	人	0	1	0	1	0	1
	人日	0	1	0	1	0	1

(2) 障がい児相談支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込)
障害児相談支援	人	3	3	3	3	3	3

5-8 第5期計画における障がい児支援の必要見込量

障がいのある子どもたち（未就学児）の健やかな育ちを保証し、日常生活における基本的動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(1) 障がい児通所支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人	10	10	10
	人日	50	50	50
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日	0	0	0
放課後等デイサービス	人	3	3	3
	人日	40	40	40
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	人	0	0	0
	人日	0	0	0

(2) 障がい児相談支援〔単位：月間〕

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	2	2	2

5-9 第5期計画における障がい児支援の必要量確保の方策

(1) 児童発達支援について

平成28年12月をもって、幼児ことばの教室が終了したことに伴い、深川市に2箇所ある児童発達支援事業所（深川市療育センター・児童デイサービスなかよし）を活用する就学前児童が増加しております。今後も支援が必要な児童の増加が見込まれることから、事業所や関係機関・団体と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 放課後等デイサービスについて

平成26年6月に深川市に2箇所同時に放課後等デイサービスの事業所が開設されました。制度や事業所の周知に努め、適切なサービスの利用につなげていきます。また、今後も利用者の増加が見込まれることから、圏域で連携し、事業の拡充を図っていきます。

(3) 保育所等訪問支援について

平成26年6月より、深川市療育センターで事業を開始しており、沼田認定こども園への訪問も実施しております。今後もニーズに応じていくため、圏域で連携を図り、関係機関とのサービス調整を行ってまいります。

(4) 障がい児相談支援について

療育手帳等を有する障がい児を持つ保護者については、北空知障がい者支援センターあっぶるに計画作成を委託しております。児童が療育手帳等を有しない保護者については、セルフプラン（制度上認められている保護者が作成するサービス利用計画）によるサービス提供としておりますが、セルフプランの作成に当たっては、様式が複雑で保護者による作成が難しかったことから、分かりやすく簡素化し、保護者において作成できるよう変更しており、また、保護者のニーズを的確に計画に反映できるよう、保健師が助言等を行える体制を整備しております。

(5) 居宅訪問型児童発達支援について【新規】

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい等により、外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を提供するサービスです。現在、近隣市町にサービス提供事業所はありませんが、北空知圏域で連携し、深川市療育センターを中心とした発達支援体制の充実や関係する事業所を含め、サービス提供のための検討をしていきます。

第6章 計画の推進

平成32年度を目標年度とする数値目標(成果目標)と、成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込み量(活動指標)の確保が達成されるよう、次により着実に推進していきます。

6-1 達成状況の点検および評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、保健福祉課・社会福祉協議会等から編成される「地域ケア会議」や庁内関係課と連携しながら、定期的に調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

6-2 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。

北空知地域自立支援協議会や北空知障がい者支援センターあつぷるなど、多様なネットワークを構築し、障がい者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議していくとともに、それぞれが連携しながら計画を推進していきます。

6-3 国・道との連携等

本計画の円滑な推進にあたっては、国および道の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、国・道・近隣市町との連携に努めます。

また、制度などに関する問題点が生じた場合、国や道へ改善を要望していきます。